

# 経 済 産 業 省

20160115 貿 局 第 3 号  
輸出注意事項 28 第 3 号  
輸入注意事項 28 第 2 号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 28 年 1 月 22 日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の  
一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 12 年 3 月 31 日付け平成 12・03・17 貿局第 4 号・輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について (平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)

改正後	現 行
<p>18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(8) (略) (9) 輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、エリトリアの項、リビアの項、ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請</p>	<p>18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(8) (略) (9) 輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、<u>イランの項</u>、エリトリアの項、リビアの項、ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請</p>